

訪問型サービス(独自) 介護予防訪問サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単 位		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合 ÷ 30.4日 39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349単 位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合 ÷ 30.4日 77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単 位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合 ÷ 30.4日 123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型 サービスである場合	287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合 220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場 合	163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実 施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)1週に1回程度の場合 12単 位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(1)1週に1回程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日 1単 位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合 23単 位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			(2)1週に2回程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日 1単 位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合 37単 位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			(3)1週に2回を超える程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日 1単 位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位 減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位 減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合 2単位 減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位 減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算 の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)1週に1回程度の場合 12単 位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			(1)1週に1回程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日 1単 位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合 23単 位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			(2)1週に2回程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日 1単 位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合 37単 位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			(3)1週に2回を超える程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日 1単 位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位 減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位 減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合 2単位 減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位 減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 加算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 加算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位 加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善 加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 145/1000 加算	